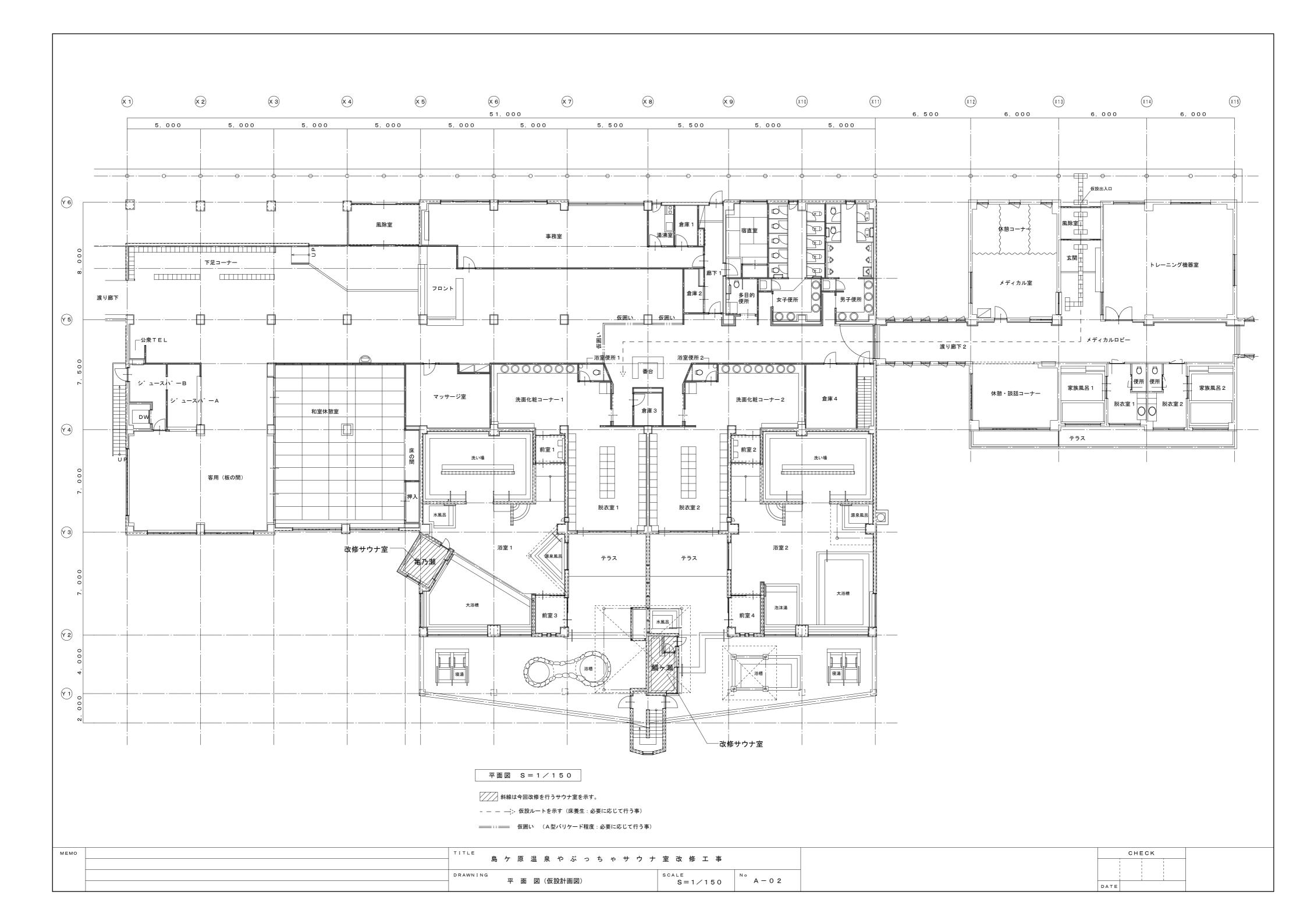
島ヶ原温泉やぶっちゃサウナ室改修工事

	図 面 リ ス ト
図面番号	図名
A - 0 1	建築改修特記仕様書
A - 0 2	平面図(仮設計画図)
A - 0 3	鯛ケ瀬 仕上表
A - 0 4	鯛ケ瀬 平面詳細図・天井伏図
A - 0 5	鯛ケ瀬 展開図
A - 0 6	亀乃瀬 仕上表
A - 0 7	亀乃瀬 平面詳細図・天井伏図
A - 0 8	亀乃瀬 展開図
E - 0 1	電気設備 特記仕様書
E - 0 2	電気設備 平面図

- #± == /	特記仕様書	章 項目	特記事項	章 項目		特記事項		
	における建築関連工事に適用する。	8. 1 完成時の提出図書	提出部数: ※ 1 部 ・ 部		5. 木下地等			
特記仕様書における採り		图. 2 完成图	種類: ※表 1. 8. 1 ○ 一般図 ・実施設計図一式	5.1 一般事項	◎見え掛り面の表面仕上げの)適用箇所、種類: ・図示 ・下表に		
9	印を附したものを適用する。	般	記入内容: ※表1.8.1 ・図示 ・			適用箇所	種類	
_	特記事項欄に①印を附していない場合は標準仕様書による。	 	提出要領: ② 製本図面 A2、A3 各2部		・開口部額縁・建具枠		・A種 ※B種 ・C	C種 · D
9	たものを適用する。但し①印の付かない場合は※印の附した事項を採用する。		①C A D データ 1 部		・フ゛ライント゛ホ゛ック	ス・カーテンホ゛ックス	・A種 ※B種 ・C	C種 · D
○印と⊗印を附した場合			施工計画書: ①監督員の承諾を受けたもの・		・飾り柱 ・格子 ・カウ	ンター天板・衝立	·A種 ※B種 ·C	C種 · D
	事項については下記による。		施工図: ・A3原稿2つ折り製本 ・A3拡縮版第2原図 ・CADデータ		・棚板 ・ ————————————————————————————————————		·A種 ※B種 ·C	C種 · [
	営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版		○監督員の承諾を受けたもの・		・梯子 ・ 		・A種 ※B種 ・C	C種 · I
	営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版	图. 3 保全に関する資料	○保全に関する資料(取り扱い説明書等) 提出部数: ※ 1 部 ・ 部	⑤. 2 木 材	◎一般事項			
	営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 平成24年版				木材の含水率: ・A種	・B種 ※12%以下とする。(サ	ウナ用材)	
	した建築物のシックハウス対策マニュアル」(編集:国土交通省住宅局建築指導課他)				保存処理木材: ・使用す	る ・使用しない		
の他事項					適用箇所 : •標準位	様書6.5.2(h)(3)「腐処理	を行う」としている部材	
	. 4 〇〇〇)は標準仕様書の番号(章番号を除く)に照合する	2 2 音 2 1 足場その他	内部足場の種別: ・		・屋根下	・ 地等(瓦桟・登り淀・広小舞) ・		
頃目欄の番号(例:1.	. * 〇〇〇) は標準仕様書の番号(章番号を除く)に該当しない項目とする	仮	外部足場の種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種		構造材・下地材の品質基準	: ※標準仕様書による・		
		設 	保護シートの設置: ・設置する ・設置しない		造作材の品質基準: ※ A	種 ·B種		
項目	特記事項	事 	材料等の運搬方法: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種		樹種: ※下表を標準とし	変更する場合は、事前に監督員の承認	を得る事。	
)4 工事実績情報登録	登録: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③ 1 既存部分の養生	既存部分養生材料: ①ヒ [*] ニールシート ・その他:施工者にて適材適所を選択する			使用箇所	材種	
* 建築基準法の風圧	基準風速: ・Vo=34(m/s) 平成12年建告第1454号第2		既存家具養生材料: ・ヒ゛ニールシート ・その他:施工者にて適材適所を選択する		・小屋組	・はり類	·松 ·	
責雪に関する規定	地表面粗度区分: ・ I ・ II ・ II ・ IV		既存プラインド、カーテンの養生方法:			・その他	・杉又は松・	
	積雪区分: ・区域=(32) / α=0.0009/β=0.00/γ=0.21/R=0		・指定場所に保管し再設置・指定場所に保管し清掃の上再設置・		・屋根野地、軒廻り	・鼻隠し、破風板	·杉 ·	
	平成12年建告第1445号 別表	③ 2 仮設間仕切り	仮設間仕切り: ・無し ○有り ※必要に応じて行う。			・その他	・杉又は松 ・	
電気保安技術者	技術者の適用:・適用・不適要		設置箇所:・図示・		・RC造等の内部間仕切	・間仕切軸組	·杉 ·	
施工条件	施工順序等の制約: ・無し ①有り【①施設と打合せによる ・図示 ・ 】		種 別: ・A種 ・B種 ・C種		軸組及び床組	・床組	・杉又は松 ・	
	工事車両の駐車場所: ・図示 ・現場説明書による ○ 監督員の指示による		仮設扉: ・不要 ・必要【設置箇所: ・図示 ・任意の場所 ・ 】		・壁、及び内部仕上材	○背凭れ、ベンチスノコ	・桧 ① スプルス	
	資材、機材置場 : ・図示 ・現場説明書による ◆ 監督員の指示による		仮設扉の種別: ・鋼製 ・木製 ・図示 ・		出入り口枠、押板等	ベンチ框、サウナ扉枠		
	発生土仮置場 : ・図示 ・現場説明書による ・ 監督員の指示による	4 1 仮設物	現場事務所の設置: ①不要 ・必要			○壁仕上材	○桧 ・タモ又はシオシ゛	類
	その他の施工条件 : ・図示 ・現場説明書による ・		構造: ・フ°レハフ゛造 ・その他:		①3. 石こうボード、その他	ボード、及び合板張り		
発生材の処理等	・発注者への引渡発生材;		規模: ・30㎡内外 ・20㎡内外 ・10㎡内外 ・その他:	1③. 2 材料	規格名称	種類	記号	厚さ
	・特別管理産業廃棄物;		備品: ・机、椅子、書棚、図版、定規、黒板又は白板、温湿度計、テストハンマー、	1③. 3 I 法	木質系セメント板	・木毛セメント板	- HW - NW	. 25.
	・リサイクル発生材;		ノキ゛ス、安全帽(来客用共)、水平・垂直器、ロッカー			・木片セメント板	·HF ·NF	
	ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理:		その他:		せっこうホ゛ート゛製品	・せっこうホ゛ート゛	GB-R	· 9. 5 ·
	・製造業者回収委託処理 ・管理型最終処分場埋立処理		設備: ・電灯 ・給排水 ・空調換気 ・給湯 ・通信 ・消化器 ・冷蔵庫			・シーシ゛ンク゛せっこうホ゛ー	⊦* GB-S .	· 9. 5 ·
	標準仕様書 1. 3. 8 (b) (5) (i) 及び (ii) 以外のせっこうボードの処理:		その他:			・強化せっこうホ゛ート゛	GB-F	12.5
	・管理型最終処分場埋立処理 ・再資源化	④ * 工事用水及び電力	構内既存の用水施設: ・利用できない ○利用できる (○有償 ・無償)			・せっこうラスホ゛ート゛	GB-L %	※ 9. 5⋅
	PCB含有シーリングの調査方法: ・図示 ・		構内既存の電力施設: ・利用できない ①利用できる (①有償 ・無償)				GB-D .	· 9. 5 ·
	PCB含有シーリングの撤去方法: ・図示 ・					・化粧せっこうホ゛ート゛		• 9. 5 •
* 使用材料	●仮設材以外の全ての建築材料(仕上材、下地材、副資材)のホルムアルデヒド放散量		①. 一般事項			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2) • 0. 8 F K	.6.8.
	はJIS等の材料規格において放散量が規定されている場合は原則としてF☆☆☆☆	6 章 ① 3 他の部位との	既存間仕切り壁撤去に伴う天井、壁及び床の改修範囲: ※壁厚程度 ・図示					.6.8.
	とする。但し使用予定材料にF☆☆☆☆が存在しない場合は監督員と協議のうえ決定	_			ハ゜ーティクルホ゛ート゛繊維板		·RS·VS	
	する。	M 取合い等 接 は 改 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い天井改修範囲: ※両側600mm程度 ・図示		100 mm a 10		. DV . DO . DC	
2施工数量調査	調査範囲:・図示・・	後			ロックウール吸音板	•		<u>()</u> 1 2
	調査方法:・非破壊検査・破壊検査・	工 1.4 エ 法	既存部分の撤去工法:		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
3調査のための	補修方法:・破壊検査後の復旧に関しては監督員と協議の上決定する		・適用する【・標準仕様書6.2 ・標準仕様書6.3 ・標準仕様書6.4】 ・図示		材種	 樹種など	厚さ (mm))
破壊部分の補修	· 図示 ·		新設下地の工法:				• 4 • 5. 5	
施工の検査等	ー・ 見本施工の実施: ・実施しない ・実施する【実施箇所等: ・図示 ・ 】		・適用する【・標準仕様書6.5 ・標準仕様書6.6 ・標準仕様書6.7】 ・図示			ラワン・	.6	
化学物質の濃度測定	濃度測定:・未実施・実施		仕上げの工法: ※該当項の有無により適用する ・図示			5透明塗料塗りの場合		**
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						シナ【・1級・2級】・		
	認し報告すること。		2. 既存床の撤去並びに下地補修			ラワン・・・1類	• 4 • 5. 5	
	測定対象物質: ・ホルムアルデヒド ・トルエン ・キシレン ・エチルベンゼン	2.2 工法	合成樹脂塗り床材の除去: ・機械的除去工法 ・目荒工法 ・			ラリン ・	.6	*
	・スチレン・図示・		改装後の床の清掃範囲:・影響範囲全て・図示		l ————————————————————————————————————	南洋材・・型枠用	.9 .12	* 1
	測定方法: ・簡易法 ・パッシブ型採取機器 ・測定バッジ:						.9 .12	*
	測定対象室:・図示・		3. 既存壁の撤去並びに下地補修			針葉樹 · 構造用	· · ·	
	測定箇所数: ・図示 ・ 箇所	3.2 工法	コンクリート間仕切壁等の撤去に伴う構造体の補修: ※行う ・既存のまま		・有孔合板	シナ · 1類	• 4 • 6	
			・モルタル塗り(改修標準仕様書4.4.9による) ・図示 ・			• 2類	•	*E
	・厚生労働省の標準的測定方法による場合の測定者は、環境計量証明事業所として					・粧単板のそば包み	• 4. 2	
	登録を行っている者、又は作業環境測定事業所の有機溶剤の登録を行っている者					行う ※行わない		*E
	とする。					X粧単板の厚さ		
1 完成時の提出図書	完成図 : ①必要 ・不要				**	€0.3未満・		

МЕМО	TITLE 島ケ原温泉やぶっちゃサウナ	TITLE 島ケ原温泉やぶっちゃサウナ室改修工事		CHECK
	DRAWNING 建築改修特記仕様書	SCALE	No A - 0 1	DATE



名称	仕上げ・仕	様		サウナエ事	既 存
	サウナマット敷き				
床	仕上下地:タイル貼り				
床	防水層及び保護コンクリート				
	床排水: 5 0 A 排水兼用掃除口(目皿付)				
巾木	100角タイル貼り				
腰 壁	羽目板貼り: t = 1 2	0			
壁	ブリックタイル貼り			注1〇	
天井	岩綿吸音板: t = 12 (一部:ストライフ° t	= 1 2)		注2①	\bigcirc
	床:タイル貼り				
1. 5 架相	壁:ブリックタイル貼り				
ヒーター置場	天井:岩綿吸音板: t = 1 2 (一部:ストライ				
	ヒーターガード:桧節板貼り(ベンチ側)、ブ	リックタイル貼り(ヒ	:ーター側)	0	
防熱板	ケイカル板 t = 1 2 SUSチェーン吊 天井下地	に固定する事		0	
	座面:木板 t=15(目透し)脱着式	※木ビスはJIS 規格品SUS304	スプルス	0	
ベンチ	蹴込:木板 t = 1 2 (目透し) 脱着式	を使用する事 スプルン		0	
	架台:木製(アジャスター付)				
背もたれ	木板 t = 2 0		スプルス	0	
	スリーブ: φ 7 5				
	SUS管: Ø 5 0				
給気口					
	アルミレジスター:φ 5 0 (サウナ側)				
	スリーブ: φ 1 2 5				
	SUS管: Ø100				
排気口	アルミレジスター:φ100FD (180°C)・	付(浴室側)			
	木製ガラリ: 150角(サウナ側)			0	
	枠:アルミ(防火設備)			-	
	扉:アルミ框扉(防火設備)				
	サウナ側 框部分木板張り t = 1.5		スプルス		
出入口扉+FIX (防火設備)	把手:ユニオン (ユニウッド)				
	押板:木板 t = 20 150×300		スプルス		
	丁番:オートヒンジ				
	ガラス:網入り透明ガラス t = 6.8				
	サウナ側額縁:木製		スプルス	0	

(注記)	
------	--

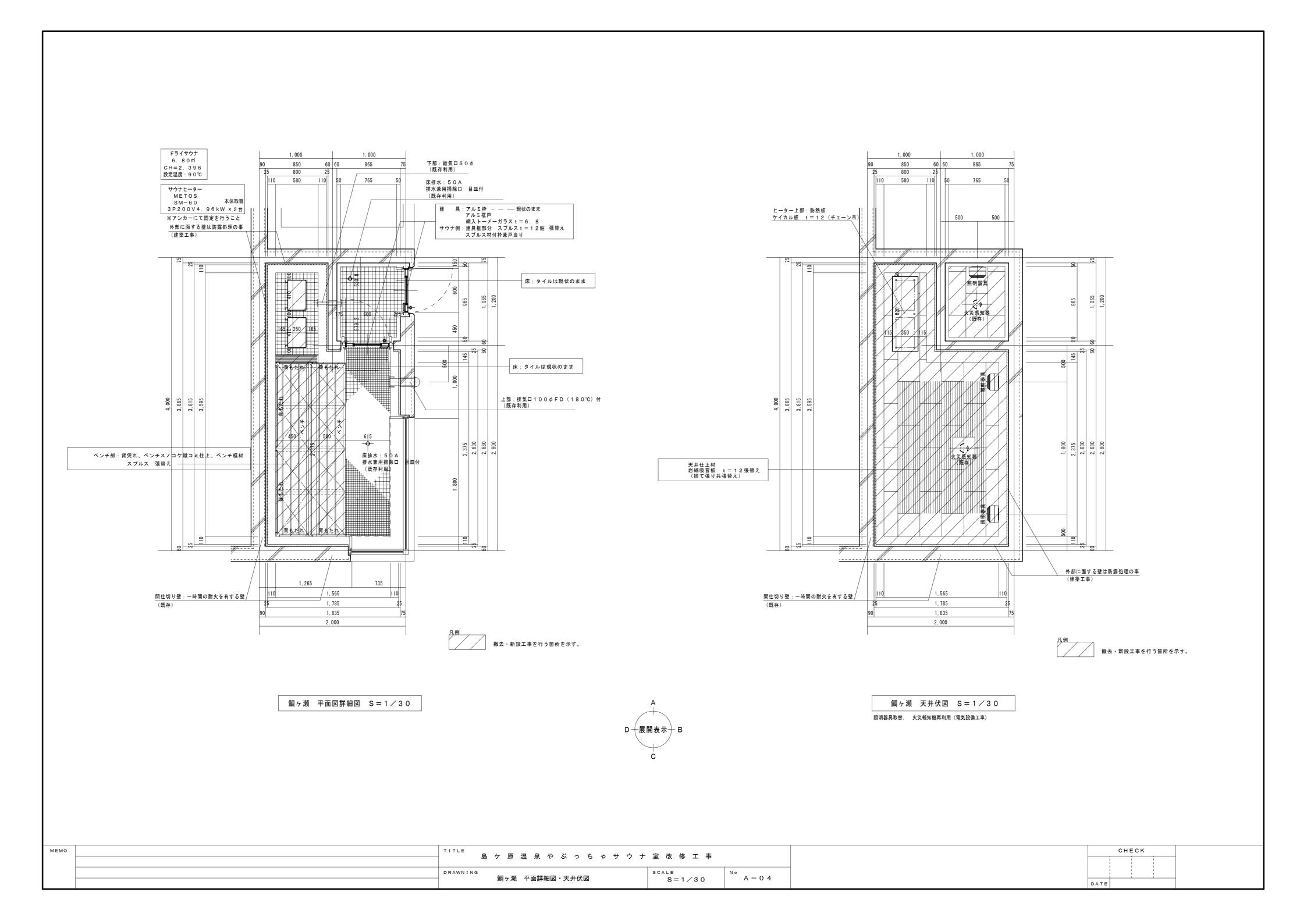
サウナエ事: 今回工事で撤去、取替えを行う個所を示す。 既 存: 今回工事に含まず、現況のままの個所を示す。

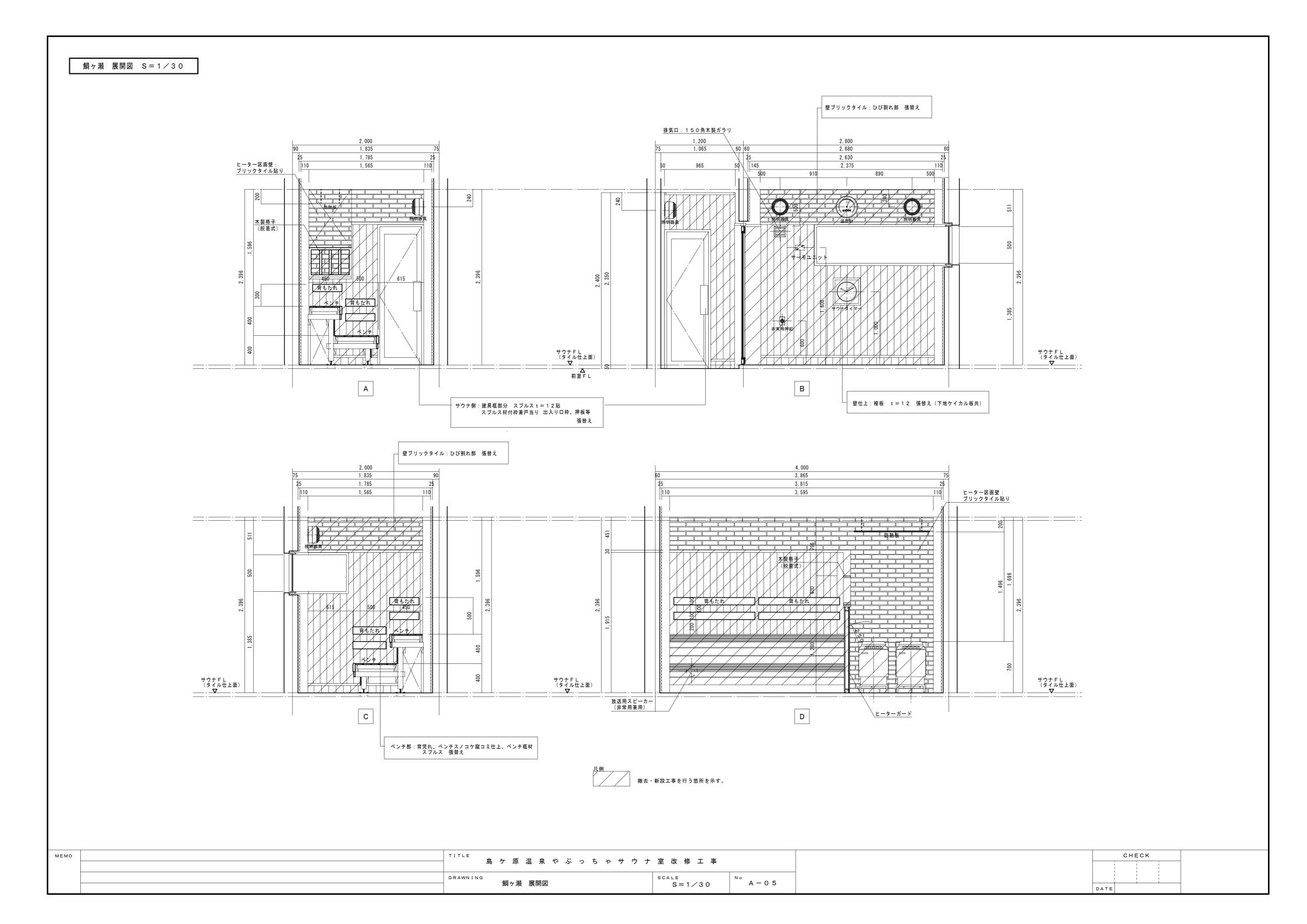
- 注1 壁:ブリックタイルは、ひび割れ部分のみ一部貼り替え
- 注 2 天井:岩綿吸音板 t = 1 2 (一部ストライプ t = 1 2) 捨貼り共張替え
- ※上記 内装工事においては、サウナ室の工事について一定の能力を有する者が行う事とする。 内装工事に使用する木材は、サウナ用材とし、含水率については12%以下とする。

名称	仕上げ・仕様	サウナエ事	既 存
壁 断熱仕様	既存下地利用		
天井 断熱材仕様	既存下地利用		

- │※注 1)タイル・石貼りの接着にはエポキシ樹脂系接着剤を使用し、メーカーのマニュアルに従った工法で施工する事。
- ※注 2) ブリックタイル・レンガタイル貼りの接着にはセメント系接着剤を使用し、メーカーのマニュアルに従った工法で施工する事。
- ※注 3)ヒーター廻り・裸電球廻りなど、火災の危険が有るものは、必要な離隔を取る事。
- ※注 4)電気器具等、感電の危険が有るものは、感電防止の為、アースを取るなどの措置をとる事(内線規定による)。
- ※注 5)サウナ室内に金属部分が出ている場合は木貼りにする等、金属が直接肌に触れないように保護措置をとる事。
- ※注 6)サウナ室及びサウナ室前室の、天井裏には他の用途に供するダクト、ガス管及び電線等が貫通していない事。
- ※注 7)設置に関しては所轄監督官庁との事前協議の指示による事。
- ※注 8)外部に面する壁・天井・梁には、防露工事(建築工事)をすること。
- ※注 9) 1 次側とサウナ側の給水の取り合いは部分は、防水工事(建築工事)をすること。
- | ※注10)内装仕上材、下地材、断熱材、接着材はホルムアルデヒドの規制対象外の製品を使用する事。
- ※注11)照明器具を取り付ける位置には、下地に補強下地等を入れ、ビス等で確実に固定する事。
- ※注12)サウナ室工事管理者は内装が決定したのち、各仕上材メーカーの推奨する施工方法を確認し、指示する事。
- ※注13)サウナ室工事管理者は施工完了後、決められた手順に則って工事されているかどうか検査する事。
- ※注14)サウナジョイントボックスの管端部は断熱材+パテ埋め処理の事。

MEMO	ー	· 室 改 修 工 事	
	DRAWNING 鯛ヶ瀬 仕上表・特記仕様書	SCALE	No A - 0 3





名称	仕上げ・仕	·様		サウナエ事	既 存
	サウナマット敷き				\bigcirc
÷	仕上下地:タイル貼り				0
床	防水層及び保護コンクリート				
	床排水:50A 排水兼用掃除口(目皿付)				
巾木	100角タイル貼り				
腰壁	羽目板貼り: t = 1 2		桧節板	0	
壁	ブリックタイル貼り			注1①	
天井	岩綿吸音板: t = 12 (一部:ストライフ° t	= 1 2)		注2①	\bigcirc
	床:タイル貼り				
ヒーター置場	壁:ブリックタイル貼り				
	天井:岩綿吸音板: t = 12(一部:ストライ		\bigcirc		
可動間仕切壁	壁:桧節板t=12mm、ストーブ側:ケイカ	ル t = 5 m m			\bigcirc
防熱板	ケイカル板 t = 12 SUSチェーン吊 天井	下地に固定する事		0	
	座面:木板 t=15(目透し)脱着式	※木ビスはJIS	スプルス	0	
ベンチ	蹴込:木板 t=12(目透し)脱着式	規格品SUS304 を使用する事	スプルス	0	
	架台: SUS製(アジャスター付)				0
背もたれ	木板 t = 2 0		スプルス	0	
	スリーブ: φ 7 5				0
<i>M</i> = -	SUS管: Ø 5 0				
給気口	SUS管: φ 5 0 アルミレジスター: φ 5 0 (浴室側)				
	アルミレジスター: φ 5 0 (サウナ側)				0
	スリーブ: φ125				\circ
JJL 60	SUS管: Ø100				
排気口	アルミレジスター: φ100FD (180°C)	付(浴室側)			
	木製ガラリ:150角(サウナ側)				
	枠:アルミ(防火設備)				
	扉:アルミ框扉(防火設備)				
	サウナ側 框部分木板張り t = 1.5		スプルス	0	
出入口扉+FIX	把手:ユニオン (ユニウッド)				
(防火設備)	押板:木板 t=20 150×300		スプルス	0	
	丁番:オートヒンジ				
	ガラス:網入り透明ガラス t = 6.8				
	サウナ側額縁:木製		スプルス	0	

1	:+	ᆖᄀ	١
(7	ac.	,

捨貼り共張替え

- 注 1 壁: ブリックタイルは、ひび割れ部分のみ一部貼り替え 注 2 天井: 岩綿吸音板 t = 12(一部ストライプ t = 12)
- ※上記 内装工事においては、サウナ室の工事について一定の能力を有する者が行う事とする。 内装工事に使用する木材は、サウナ用材とし、含水率については12%以下とする。

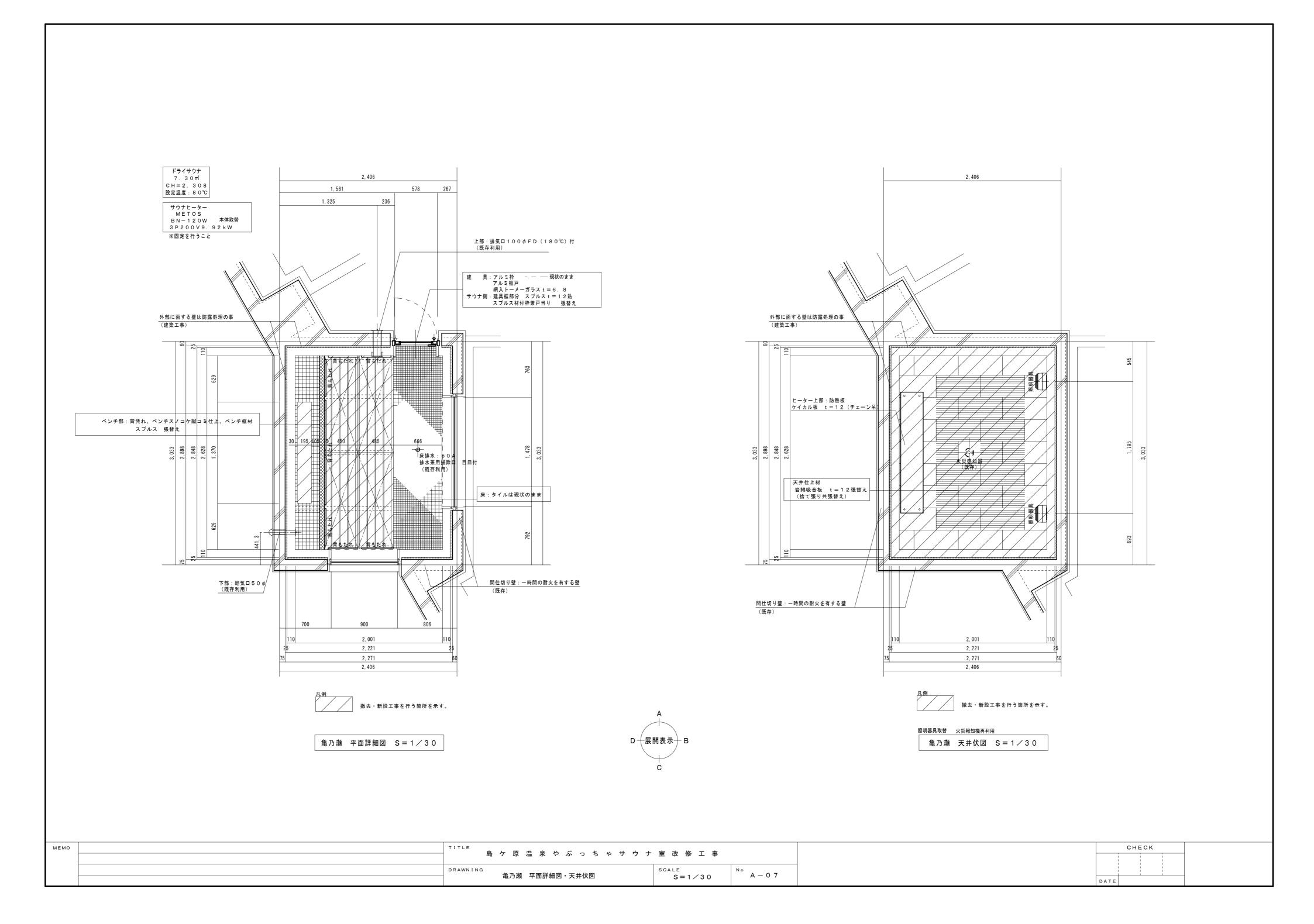
名称	仕上げ・仕様	サウナエ事	既 存
壁 断熱仕様	既存下地利用		
天井 断熱材仕様	既存下地利用		

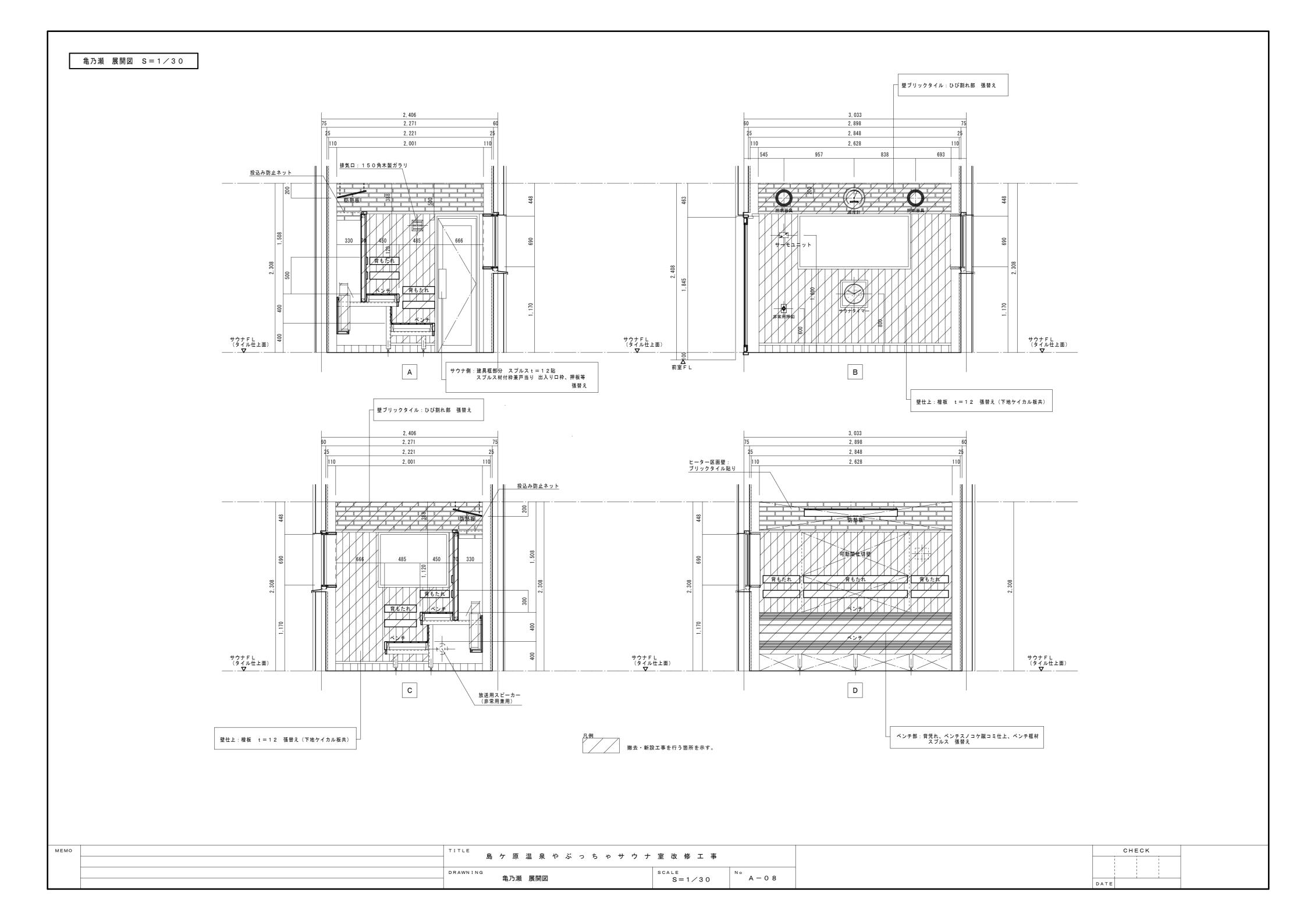
- ※注 1)タイル・石貼りの接着にはエポキシ樹脂系接着剤を使用し、メーカーのマニュアルに従った工法で施工する事。
- ※注 2)ブリックタイル・レンガタイル貼りの接着にはセメント系接着剤を使用し、メーカーのマニュアルに従った工法で施工する事。
- ※注 3)ヒーター廻り・裸電球廻りなど、火災の危険が有るものは、必要な離隔を取る事。
- ※注 4)電気器具等、感電の危険が有るものは、感電防止の為、アースを取るなどの措置をとる事(内線規定による)。
- ※注 5)サウナ室内に金属部分が出ている場合は木貼りにする等、金属が直接肌に触れないように保護措置をとる事。
- ※注 6)サウナ室及びサウナ室前室の、天井裏には他の用途に供するダクト、ガス管及び電線等が貫通していない事。
- ※注 7)設置に関しては所轄監督官庁との事前協議の指示による事。
- ※注 8)外部に面する壁・天井・梁には、防露工事(建築工事)をすること。
- ※注 9) 1次側とサウナ側の給水の取り合いは部分は、防水工事(建築工事)をすること。
- ※注10)内装仕上材、下地材、断熱材、接着材はホルムアルデヒドの規制対象外の製品を使用する事。
- ※注11)照明器具を取り付ける位置には、下地に補強下地等を入れ、ビス等で確実に固定する事。
- / ^ ^ ^ / A > リ | | | ウーナ佐加セリサーウラル | サリント | ナマはに即 | ユーナト | ユルフトドラル | オーナフナ

※注12)サウナ室工事管理者は内装が決定したのち、各仕上材メーカーの推奨する施工方法を確認し、指示する事。

- ※注13)サウナ室工事管理者は施工完了後、決められた手順に則って工事されているかどうか検査する事。
- ※注14)サウナジョイントボックスの管端部は断熱材+パテ埋め処理の事。

MEMO				CHECK
	DRAWNING 亀乃瀬 仕上表・特記仕様書	SCALE	N o A - 0 6	DATE





電気設備工事特記仕様書

I 工事名称 島ヶ原温泉やぶっちゃサウナ室改修工事

Ⅱ 工事場所 伊賀市 島ヶ原 地内

Ⅲ 建物概要

建物名称	構造	延面積(m [°])	消施令の適用	備考
島ヶ原温泉	R造 1階建て	* * m²		※ サウナ室 2室

	特 記 事 項
1 施行基準	図面及び特記仕様書に記載のない事項については以下による。 * 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書 最新版」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) 「公共建築設備工事標準図 最新版」(電気設備工事編・機械設備工事編) 「公共建築改修工事標準仕様書 最新版」(電気設備工事編・機械設備工事編) 「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」 最新版 * 国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」 * 電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) * 電力会社供給約款 * 消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む) * 電気工事業の業務の適正化に関する法律・電気工事士法・労働安全衛生法 * その他関連法規、関連諸基準
2) 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、 監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、 図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将 来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、 改善策を講じること。 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努める こと。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により 手直し施工を行うこと。
• 施工計画等	受注者は、施工に先立ち、次の書類を提出し、監督員と打合わせを行うこと。 *総合施工計画書 *詳細施工図(施工図リストを含む) なお、これらの書類の作成に際し、施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討すること。
・工事使用材料等	工事に使用する機器及び材料等については、予め、次の書類を提出すること。 *使用機材届出書(メーカーリスト) *機器明細図 *カタログ・製作図・その他諸資料 なお、機器及び材料等の選定にあたっては電気設備工事指定資材見積メーカー(参考)及び国立交通省大臣営繕部監修「建設材料・設備機材等品質性能評価事業」評価名簿(最新版)又はこれらと同等以上のものとする。 また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン駅入基本方針」に準ずること。
·工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
· 工事写真	国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(改訂第3版)ー建築設備編」によるほか 監督員の指示により撮影し、電子納品及び以下のものを提出する。 なおCDの提出部数は「電子納品」を参照 *代表写真(不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、撤去処分品、搬出状況等)を抽出しし 判相当サイズで印刷。 (A4版用紙に両面印刷にて3枚/ページ) 1部
・完成写真	主たる電気設備の全景写真を黒板無しにて撮影し、L判相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に3枚/ページ) 1部 撮影箇所は主要機器類、室内及び外構等の電気設備とする。詳細は監督員と協議する。
・完成書類	工事が完成した時は各種の試験及び検査を受けるものとする。 書類については以下のもの及び上記書類を併せ、監督員の指示に従い取りまとめ提出する。 *工事完成報告書、工事目的物引渡書、完成写真 *製本図面(竣工図):図面枚数が少ない場合、合冊でもよい。 竣工図は、原図サイズ及びA3縮小版を各2部・施工図は、原図サイズ1部。 白焼き(青焼き不可)で文字潰れのないこと。表紙(可能な範囲で背表紙にも)に「年度、 工事名、工期、竣工図(又は施工図)、受注者名」を印字(シール不可)すること。 *引渡目録、工事書類(ま)書 *工事書類(工事写真、安全教育・訓練に関する書類、産業廃棄物処理集計表等) *工事書類(打合記録、工事材料搬入報告) *完成図書(試験成績表、自社検査記録、機器完成図、取扱説明書、保証書、機器銘板写し等) *官公署手続き書類等(検査済証、着工届出書、設置届出書、電力会社届出書類等) *その他監督員の指示する書類 ただし、作成しがたい場合は、監督員との協議による。 なお、完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
・ 完成確認、完成検査時 の電源確保	機器の動作確認、電圧・極性・相回転等の確認が出来るよう電源を確保すること。

項目	特 記 事 項						
·施工条件	監督員及び関係部署と協議調整し決定すること。						
・事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事 事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、 検証等に協力すること。						
・発生材の処理等	引き渡しを要するもの() 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 特別管理産業廃棄物 口変圧器 ロコンデンサ ロその他() 処理方法 口現場内の監督員の指定する場所へ保管 なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物、及び疑わしき機器等を発見した場合は監督員に報告し対応を協議するものとする。 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、E票の写を監督員に提出する)						
• 残土処分	口構内敷きならし 口場外搬出(片道運搬距離 約 km)						
· 電子納品	工事完成図書は、竣工図・施工図のCADデータ(JWW)及びPDFを格納。						
・諸手続	工事に伴う関係官公署、電力会社、電気保安管理者等への諸手続きは、受注者がこれを代行し、 必要経費も本工事に含む。						
・消防提出書類	消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器について も併せて届出すること。ただし機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含める ものとする。防火対象物使用開始届については書類の作成(電気設備図面の用意及び電気設備に関 する部分の記述)を行うこと。						
・既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。						
・既設設備の調査	既設設備の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響を来さないよう、現地工事着工前に充分な調査をおこなうこと。又、施工前後で比較を行るよう工事前にも絶縁抵抗測定を行っておくこと						
・工事中の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、その供用開始から引渡しまでの電 気保安管理にかかる費用は本工事に含まれる。						
・不当介入を受けた 場合の措置	暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第2条第1項第1項第10号)を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第2条第1項第1項第8号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。						
3. 耐震基準	耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は全て「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説平成8年版」(建設大臣官房長官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 局部震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度(Ks) (2) 地域係数は1.0とする。 (3) 自重が100kg以下の比較的軽量な機器(標準仕様書の適用を受けるものは除く)の取付については、取付下地を入念に施工し、標準メーカーの指定する方法で確実に取付を行うものとするが、監督員の承諾を受ける。 (4) 配管配線及びダクトの支持は、標準仕様書及び標準図による。 (5) 機器の耐震計算書を提出すること。 重量1kN(100kg)以上のアンカー取付機器 ※盤類、変圧器類、発電設備及び補機類、燃料タンク等水槽類、その他監督員が指示するもの。						
1. 施工	 (1) 塗装 ・指定色で2回塗りとする。 金属管、2種金属線び、吊りボルト、支持具等鋼板製(SUS、溶融亜鉛メッキ、樹脂製は除く)は原則として塗装を施すこと。 (2) 行先表示等 ・分電盤、端子盤、制御盤、プルボックス、ハンドホール内の電線ケーブル類にはケーブルサイズ及び行先の表示を施すこと。 (3) セパレータ ・分電盤、端子盤、制御盤、コンセント内等に強電回路、弱電回路が混在する場合はセパレータを取り付けること。 (4) 保護キャップ等 ・レースウェイ等のダクタークリップが、人が容易に近づける場所、高さ(おおよそ2m以下)にある場合は保護キャップを取り付けること。 (5) 地中埋設配管及び埋設表示杭・シート 						
5. その他	(6)防火区画部は国土交通大臣認定工法にて防火区画処理を行うこと。 (1)使用機械 ・低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 (2)測定機器の校正記録 ・工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に提示すること。 (3)設計図書上に示すメーカー型番・姿図等は参考とする。						

電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分 類	資 機 材 名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線・ケーブルを 優先使用)	一般配線工事に使用する もので、エコ電線・ケー ブルのあるもの	● J I S規格適合品 ● J C S (日本電線工業会規格) 規格適合品
		上記以外の一般配線工事 に使用するもの	●JIS規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする 場所に使用するもの	●登録認定機関((社)電線総合技術センター)または指定認定機関((社)日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定業務委員会))により認定または評定されたもの ●(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの
	圧着端子 裸圧着スリーブ	一般配線工事に使用する もの	●JIS規格適合品
電線保護物類	金属管、VE、PF、H IVE、FEP、CD、 合成樹脂製可とう管、可 とう電線管、フロアダク ト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	● J I S 規格適合品 ● J I S 規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を 定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	● JIS規格適合品 ● JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を 定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)		● J I S規格適合品 ● (社)日本照明器具工業会標準 (J I L規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
盤類	分電盤、実験盤		● J I S規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		● (社) 日本配電制御システム工業会規格 (JSIA) 適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、 受信機、漏電火災警報器		●登録検定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格 証票が貼付されたもの

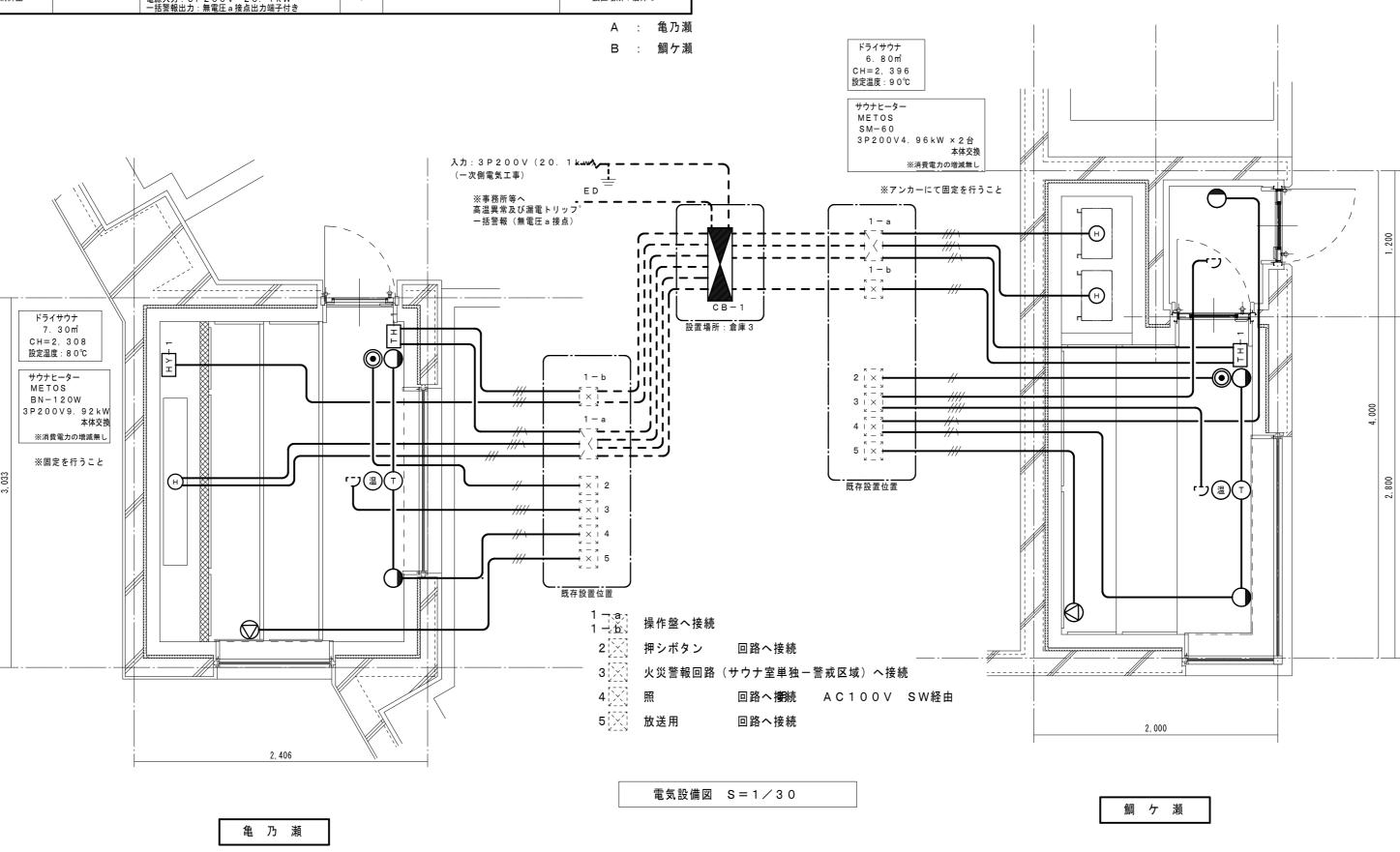
- 注 ・「JIS規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示(製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示、またはJIS規格証明書等の添付)のあるものをいう。
 ・「設備機材等評価名簿」とは、国土交通省官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材機械設備機材)」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。
 ・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。
 ・特殊仕様の資機材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

MEMO 島ヶ原温泉やぶっちゃサウナ室改修工事 No E-01 電気特記仕様書

(3)設計図書上に示すメーカー型番・姿図等は参考とする。

	電気設備機器表						
記号	名 称	品 番	- 定格 仕様	数		0. 佐川南柏	備考
		(同等品)		Α	В	- 2次側電線	川 7月
⊕ ¹	サウナヒーター	SM-60	3P-200V(4.96kw入力) 本体交換		2 台	LKGB 5. 5sq × 3+E2. 0sq (25)	アンカーにて固定
H-) 2	サウナヒーター	BN-120W	3P-200V(9.92kw入力) 本体交換	1 台		LKGB 5. 5sq x 3+E2. 0sq (25) LKGB 5. 5sq x 3 (25)	固定
0	照明器具	DK-11T	ミニクリプトン球 フロスト 110V 40形	3	2	LKGB 2. 0sq × 2+E2. 0sq (19)	
0	非常用押釦	EK 50	埋込型	1	1	LKGB 1. 25sq × 3 (19)	表示プレート 付
0	放送用スピーカー		非常放送兼用			LKGB 1. 25 sq × 2 (19)	ベンチ下部(既存品)
Ü	火災感知器		150℃ 定温式 スポットタイプ	2	1	LKGB 1. 25 sq × 4 (19)	(既存品)
Ŧ	サウナタイマー		1 2 分計	1	1	LKGB 2. 0 s q × 2+E2. 0 s q (19)	(既存品)
<u>a</u>	温度計		0~150°C 300¢	1	1		(既存品)
×	ジョイントボックス						(既存品)
TH- 1	サーモユニット	QTH-DS	Pt100Ω 温度ヒューズ144℃±2deg	1	1	耐熱シールド線 0.75sq-3C (19) LKGB 1.25sq × 3 (19)	木製カバー
HY- 1	温度ヒューズ	TU100MSQ	サーモスタッド135℃±7deg 温度ヒューズ152℃±2deg	1		LKGB 2. 0 s q × 3 (19)	
CB-1	制御盤		ELB付、表示灯:LED 電源入力:3P200V 20.1kW 一括警報出力:無電圧a接点出力端子付き		1		設置場所:倉庫3

※配管・配線は全て既存利用とする



DATE